

原子力損害賠償法改正について

佐 藤 一 明

目 次

1. はじめに 原子力損害賠償法改正の現状
2. 原子力損害賠償法の改正、根底にあるもの
3. 原子力損害賠償法3条但書の免責規定が改正の対象になっている
 - 3-1 問題の所在
 - 3-2 免責事由の国際的な動向
 - 3-3 原子力損害賠償法3条1項但書 免責事由の立法当時の考え方
 - 3-4 原子力損害賠償法3条1項但書 免責事由に関する私見
4. 原子力損害賠償法改正 無限責任
 - 4-1 原子力損害賠償法改正 無限責任 問題の所在
 - 4-2 無限責任 世界の立法
 - 4-2-1 ドイツの原子力損害賠償法原賠制度 無限責任
 - 4-2-2 アメリカの原子力損害賠償制度
 - 4-3 原子力損害賠償支援機構法 無限責任
 - 4-3-1 原子力損害賠償支援機構法 2011年平成23年8月10日成立
東京電力の支払いを支援することを目的にしている
無限責任が前提
 - 4-3-2 原子力損害賠償支援機構法
 - 4-3-3 原子力損害賠償支援機構法附則
 - 4-4 原子力損害賠償支援機構法の問題点
 - 4-5 無限責任 私見
5. 原子力損害賠償の時効の延長
6. 総 括

[キーワード]

原子力損害賠償支援機構法

原子力損害賠償法免責事由 原子力損害賠償法、国の措置

有限責任 無限責任 プライス、アンダーソン法 ドイツ原賠法

原子力補完的補償（CSC）条約 原子力損害賠償の時効の延長

要 旨

東日本大震災からすでに2年6ヶ月になろうとしている、福島原子力発電の事故による、被害者の保護の観点から原子力損害賠償法改定、原子力損害の補完的補償に関する条約（CSC）加盟の課題が問題になっているが、いっこうに進んでいない。

日本国の原子力損害賠償補償法と原子力損害補完的補償に関する条約（CSC）加盟の前提となっているのは、政府の日本のエネルギー政策、原子力政策である。

このエネルギー政策について明確に国家の方針を打ち出すことがきかない現状では原子力損害賠償補償法と原子力損害補完的補償に関する条約（CSC）加盟は休止の状態が続くことになる。

それは民主党政権から自民政権に変わり、日本のエネルギー政策が大きく変化しようとしているからである。

この論文では原子力損害賠償補償法の改定で問題になっている免除規定、無限責任について、世界の主要な国の立法例を示しつつ、免除規定、無限責任原子力損害賠償の時効の延長を論じ、将来の原子力損害賠償法の指針を示したい。

1. はじめに 原子力損害賠償法改正の現状

福島原子力事故が発生して現在2年6ヶ月になる。

原子力損害賠償法をただちに改正して、法的に不明確な問題を解決して、法的処理に向かって進むかみえたが、いまだに進展が見られない。

アメリカから加入を勧められていた原子力損害賠償補完補償条約（CSC）の加入も全く進展がみられていない。

「原子力の損害賠償をめぐることは、政府は、原子力損害補完補償条約（CSC）に加盟する方針だが消費税増税法案などに気をとられるあまり同条約を国会に提出していない」¹⁾

「原子力損害賠償補完補償条約（CSC）条約への加盟承認案に関して国会への提出を断念した。

2012年、秋の臨時国会で成立を目指すが衆議院をめぐる与野党の対立が激化すればさき送りされる、可能性もある。賠償責任が不明確なまま、関西電力大飯原発の再稼働が続くことになる。」²⁾

2. 原子力損害賠償法の改正、根底にあるもの

原子力損害賠償法をどのように改定するのか、原子力事業者の責任をどこまで負担させるのか、事故発生以外の他の原子力事業者の金銭的な負担をどのように負担させるか、国家の責任をどこまで認めるのか、原子力損害賠償のもっとも根本的な問題である。

一番根本にあるのは日本のエネルギー政策をどのようにするかが基本にある。

この国家のエネルギー政策が明確に定まらない現在、原子力損害賠償法改定、原子力損害賠償補完補償条約（CSC）の加入の問題も進行しない。

わが国は、民主党政権から自民党政権に移り、政権の変化により、原子力政策も変化しつつある。

2012年度エネルギー白書が発刊され、これによると、民主党政権が2030年代に原発ゼロを目標に掲げていたが、自民党政権になり、逆の方向に舵を切ったような政策を打ち出している。したがって、原子力損害賠償法改正、原子力損害賠償補完補償条約（CSC）が進まないのは国家のエネルギー政策のあいまいさにあると考える。

2012年のエネルギー白書が発表された。

朝日新聞 中国新聞は、このエネルギー白書の問題点を指摘している。

野田政権から自民党政権になり、原子力政策の違いが見えてきて、国のエネルギー政策が見えず、グラグラと政策が動いているかに見える。

この両新聞の指摘は次のとおりである。

「政府が閣議決定した12年度のエネルギー白書から、民主党政権が【原発ゼロ】目標を打ち出していた事実が省かれた。

土台となった昨夏（2012年）の【国民的議論】で、脱原発への支持が多かったことにも触れていない。

環境白書でも、前年度版にはあった原発利用のリスクに関する記述が姿を消した。

どれも原発回帰を狙う安倍政権には不都合なデータだ。

客観性を旨とする行政報告が、露骨な政治色で彩られている。

野田政権は昨年9月にまとめた【革新的エネルギー・環境戦略】の中で、2030年代に原発ゼロを目指すことを盛り込んだ。

エネルギー白書でそこに言及しなかったことについて、経済産業省資源エネルギー庁は【30年代ゼロ】は戦略の中の細かい事項。

紙幅に限りがあり、政策の柱に絞って記述しているだけ」という³⁾。

このように2012年のエネルギー白書は、現在の政権に都合のよい白書として出版されている。現政権の立場に立って、民主党政権の脱原発、原発ゼロの問題を論ずるべきであった。

3. 原子力損害賠償法3条但書の免責規定が改正の対象になっている

3-1 問題の所在

問題の発端は福島県双葉町の会社社長の男性（34歳）から東京電力に損害賠償の仮払いも求めた仮処分申し立てにあたり、男性側は原子力損害賠償法3条但書、免責規定は立法経緯から限りなく限定的に解釈されなければならないと主張して規定はその異常な大きさゆえ損害に対処できないような場合に限り適用されるとして今回は賠償を想定できないような事態に至っていないと主張する。

これに対して、東京電力側が今回の大震災は原子力損害賠償法3条但書の

異常に巨大な天災地変にあたり東京電力が免責されると解する余地があると反論した。

また、東京電力は男性側に対して、免責が実際にほとんどありえないような解釈は事業に健全な発達という法の目的を軽視しており、狭すぎると主張した⁴⁾。

東京電力の清水正孝社長は福島第1原発事故の被害補償に関し、「原子力損害賠償3条但書の異常に巨大な天災地変の場合は電力会社の責任を免除するとの規定に該当し、原子力損害賠償法の規定について、私どもとして、そういう理解があり得ると考えている」と、東日本大震災による大津波が免責理由に該当する可能性があるとの認識を表明した⁴⁾。

細野豪志首相補佐官はただちに「政府は震災、津波の事由をもって、事業者としての東京電力の責任が免れるという考え方は採っていない」と述べ、福島第1原子力発電所の事故に伴う損害賠償で東電が免責されることはないとの見解を示した⁴⁾。

又、当時の「管首相は衆議院予算委員会で、原子力損害賠償法の免責規定をそのまま認めることは東京電力の免責を意味する。東京電力は賠償の面で第一義的な責任がある」と述べた。

海江田経済産業相も免責されるケースについて過去の政府答弁を引用して「超不可抗力、まったく想像を絶する事態、人類が予想していないとある。今回の震災は当たらない」⁵⁾

毎日新聞は原子力の損害賠償の免責に関して改正の問題点を指摘して、原子力損害賠償法3条但書の改正を訴える。

問題の所在は、原子力損害賠償法3条但書は、原子力事業者の無過失責任を規定しており、無限責任を規定しているが、例外的に異常に巨大な天災地変、社会的動乱のときは原子力事業者は責任を免除されて責任を負担しなくてもよいことになっている。

同時にこのとき、国の責任が明確に規定されていないため国も責任を負わなくてもよいことになり、責任が空白になり、被害者の保護に著しく欠ける

ことになる。

そこで毎日新聞は、社説でこの点を指摘して、この空白の部分の責任を明白にすることをせまっている。

毎日新聞の社説でも原子力損害賠償法3条但書3条の免責事由にあたる場合、原子力事業者には責任がなく、しかし国の責任もあいまいであることを次のように指摘している。

「1961年に制定された原賠法は、過失の有無にかかわらず電力会社が損害賠償の全責任を負うとしている。

『異常に巨大な天災地変』の場合に限り、責任を免れる条項があるが、その定義はあいまいで、今回の事故でも適用の是非が問題になった。

国の賠償責任については規定されていない。重大事故が起きれば、賠償額が巨額になるため、電力会社の破綻は必至だ。

それでも、国は賠償責任を負わないのだから、賠償主体がなくなってしまふ。

これでは被害者は救われない。』⁶⁾

この空白を埋めるような法改正をして被害者保護を徹底すべきと考える。

3-2 免責事由の国際的な動向

世界には3個の国際条約がありこの国際条約も、原子力事業者の免責事由を定めている。

表1 原子力の国際条約と原子力損害賠償の免責事由の比較

文部科学省 外務省 原子力損害賠償をめぐる国際動向について 平成15年4月10日
これを参考にして筆者が編集したもの

原子力補完補償条約	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱、異常に巨大な天災地変
改正パリ条約	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱
改正ウイー条約	戦闘行為、敵対行為、内戦、または反乱
原子力損害賠償法	社会的動乱、異常に巨大な天災地変

世界の各国もそれぞれの国内法において免責事由を定めている。

表2 原子力委員会第1回原子力損害賠償制度専門部会配布資料

わが国の原子力損害賠償の概要1998年7月15日この資料を参考にして筆者が編集した

ドイツ	免責事由はない。不可抗力免責を一切認めない。被害の大きさに勘案して電力会社の利益よりも被害者の保護を優先するという理由による。
アメリカ	1988年連邦法である原子力法（プライス・アンダーソン改正法）では戦争のみ免責である。異常自然災害について規定はない。
イギリス	免責は戦乱のみで、自然災害は異常なものであっても免責とならない。この理由としてイギリスには大規模自然災害が少ないことがあげられる。
フランス	戦争、異常な自然災害の時免責

3-3 原子力損害賠償法3条1項但書 免責事由の立法当時の考え方

原子力損害賠償法3条1項但書では、原子力事業者の免責事由を規定している。

免除事由は社会的動乱、と異常に巨大な天災地変の場合の2個である。

問題になっている文言に「異常に巨大な天災地変」とは、「一般的には日本の歴史上余り例の見られない大地震、大噴火、大風水害などが考えられる。

例えば関東大震災相当の3倍以上を上回るもの」と解している⁷⁾。

その理由として原子力損害賠償は公的責任と異なり、民事賠償であり、異常に巨大な天災地変にまで賠償責任を負担させることは、当事者間の損害賠償の公平な分担という見地から妥当でないと考えられるからである。

反面、免除事由に該当する場合、国の援助について、被害者の救助及び、被害の拡大の防止のため、必要な措置を講じて被害者の保護にあたることは、原子力損害賠償法17条に規定されている。

このように、社会的動乱、異常に巨大な天地地変の場合、国の措置が足りているので、原子力事業者に免責事由に該当することがあって、被害者保護の対策がはかられているので十分な対策が取られていると一般的に解釈されてきた。

このような考えから立法当時は社会的動乱、異常に巨大な天災地変の場合、原子力事業者に責任を負担するような改正の必要はないとしていた。

国際条約について眼を転ずると、原子力補完補償条約（CSC）は事業者の免責事由として、「戦闘行為、内戦、反乱、異常に巨大な天災地変などが発生した場合」、に原子力事業者の責任は免責される。

パリ条約、ウィーン条約は異常に巨大な天災地変は免責されていないが、原子力補完的補償条約（CSC）は異常に巨大な天災地変も免責事由になり、原子力事業者の免責事由が広く日本国の免責事由と類似している。

3-4 原子力損害賠償法3条1項但書 免責事由に関する私見

原子力損害賠償の問題は二面の側面を有している。

私的な面の私的自治と公的面の公法的側面を有している。

電力会社は株式会社であり、株式会社に対する損賠賠償は私的自治の適用される場面である。

私的自治の原則とは、損害賠償など、私的生活関係は個人の自由な意思によって、かつまた自己の責任において決定処理することができるという原則である。

つまり、私的自治の原則は、私的関係の取引には公的権力が介入させず、当事者にゆだねるという原則であって、その意味では法律関係の当事者に国、または公共団体が登場することはあり得ないはずであり、私的自治とは相対立する概念である。

原子力の損害賠償は又、他の一面を有している、国のエネルギー政策、電力政策をどのようにするのは国の基本的課題であり、実質的な内容に着眼するならば公的法律関係である。

免責事由を現在の二個、社会的動乱、異常に巨大な天災地変、に限定するとしても、免責事由が抽象的すぎて、解釈上対応に苦慮することが多くなる、この点更なる詳細な文言で規定すべきと思う。

そして、免責事由に該当するとき、国家の援助、支援ではなく、国家補償

の方向性で考えるべきではないかと思う。

何故なら、国家の援助、支援という概念は、任意的な意味であり、被害者の保護を積極的はかる必要があるからである。

4. 原子力損害賠償法改正 無限責任

4-1 原子力損害賠償法改正 無限責任 問題の所在

原子力損害賠償法を改正すべきとする点は、原子力事業者の責任を無限責任のままにしてよいかという問題である。

現在の原子力損害賠償法は無限責任を採用し、その結果、原子力事業者の損害賠償額が大きくて、原子力事業者が負担しきれない状態である。

そこで原子力事業者の無限責任を改正しようとする動きである。

新聞各紙も一斉に改正の必要性を報道しているが、原子力事業者の責任をどのように定めるのか、具体的に明示、国の責任を明確に打ち出している新聞はない。

原子力損害賠償法の無限責任について、どのように改正するかその方向性が見えないのが現状である。

朝日新聞は無限責任を改正する理由として、「原子力事業者が無限責任では損害賠償を負担しきれない。

国の責任を明確にすることも民主、自民、公明間ですでに決まり、無限責任を改正する方向で進んでいる」ことを明示している⁸⁾。

このように経済的観点より、改正の必要を明らかにしている。

4-2 無限責任 世界の立法

4-2-1 ドイツの原子力損害賠償法、原賠制度 無限責任

「1959年の原子力法制定当初、原子力事業者の責任限度は5億マルクとされており有限でしたが、原子力損害といえども私法の一般原則で処理すべきであること、原子力事業の保護育成よりも被害者救済が何にもまして重視さ

れるべきであることなどから、1985年の改正時に、パリ条約7条責任制限の責任限度額を適用せずに、無限責任【31条1項】とされた。』⁹⁾

ドイツの原子力施設に対する原子力損害賠償責任は、原子力施設の運営者にあるとされており、第一層損害賠償措置では、責任保険によって約2.5億ユーロまでが確保され、第二層損害賠償措置では、運営者の賠償支払い義務は、これらの運営会社の親会社である各電力会社の資金的保証によって、約22.5億ユーロが担保される仕組みとなっている。

25億ユーロを越える部分の責任は、事業者による無限責任となる点は米国の制度と大きく違う部分である¹⁰⁾。

4-2-2 アメリカの原子力損害賠償制度

プライス・アンダーソン法 (Price-Anderson Nuclear Industries Indemnity Act)。

この法はアメリカの原子力損賠償に関する法律である。

オバマ政権になり、原子力発電所を新設する動きがある。

オバマ大統領はアメリカで発生した事故、1979年スリーマイル島原発事故以来約30年ぶりに原子力発電の新設を目指すと演説した。

ただ火力発電に使われる天然ガスの安価もあり、原発の経済性を疑問視する見方も強い¹¹⁾。

アメリカの原子力損害賠償は有限責任とする損害賠償保険制度が規定されている。

仕組みは2段階になっている、事故が発生したとき、第一段階は商業原子炉を保有する事業者が一定の限度まで賠償義務を負い、第2段階はその範囲を超えた場合は、他の原子力事業者が一定の範囲まで負担することになっている。

「原子力事故の際の事業者の責任は約120億1260万ドルを上限とする有限責任とされる。

120億1260万ドルの内訳は、第1次損害賠償措置として責任保険による3億7500万ドルと、第2次損害賠償措置として事業者間相互扶助制度で1原子

炉・1原子力事故あたりの遡及保険料が全ての原子力事業者から徴収されることによる約116億3760万ドルである。

損害額が責任限度額約120億1260万ドルを超える場合は、大統領が議会に補償計画を提出し、議会が必要な行動をとることになっている。]¹²⁾

4-3 原子力損害賠償支援機構法 無限責任

4-3-1 原子力損害賠償支援機構法 2011年平成23年8月10日成立

東京電力の支払いを支援することを目的にしている

無限責任が前提

無限責任は、原子力損害賠償支援機構法の適用において、前提とされている。

原子力事業者が損害賠償措置額を超えた場合、賠償措置額については平成22年1月1日以降は1200億円であり、その全額を責任保険により措置される。

ただし、原子力事業者の賠償責任には無限責任（原子力損害賠償法3条、4条）となっており、限度額が設定されていないため、事業者は賠償措置額を超える損害についても、無限に賠償責任を負うことになっている。

原子力事業者が賠償責任を果たせないような場合は、国会の議決により国が援助し、また、異常に巨大な天災地変、社会的動乱によって生じた損害の場合には、原子力事業者の免除事由にあたり、原子力事業者の責任範囲外となり、国が必要な措置を行うことになっている。（原子力損害賠償法16条）

衆議院復興特別委員会の民主、自民、公明の理事が、事故時に電力会社が無限の責任を負う原子力損害賠償法の改正を進めることで大筋合意した。

電力会社の損害賠償を無限責任から「上限を設ける」有限責任を設定しようとしているところが注目される場所である。

この点、朝日新聞の記事の要旨は

「1 21日午前の協議で、東京電力福島第一原発事故の賠償を国が支えるための【原子力損害賠償支援機構法】を修正して成立を目指すことを確認、原子力損害賠償法改正の必要性も認めた。

- 2 原子力損害賠償法は電力会社に対し、事故が起きた際は過失の程度などを問わずに無限の賠償責任を負わせるとしている。
福島事故では、数兆円に達する見通しの負担を東京電力が背負いきれず、資金繰りなどを支える機構を設ける。
今後の事故に備えるため、損害賠償の前提となる原子力損害賠償法を改める必要があるとの認識で一致。
- 3 負担に上限を設けるなどの改正を一定期間で進めることを、機構法の附則や附帯決議で定める方向で調整する。
- 4 原子力損害賠償支援機構法の修正では、国の責任を明確化する文言を条文に入れることで原則合意した。¹³⁾

4-3-2 原子力損害賠償支援機構法

原子力損害賠償支援機構法の骨組みは無限責任を前提として法的構成されている。

原子力事業者の賠償措置額について原子力損害賠償法で1200億（原子力損害賠償法7条1項）と定めている。

賠償措置額1200億円を超えると、政府は原子力損害賠償法の目的を達成するため必要と認めるときは原子力事業者に必要な援助（原子力損害賠償法16条）を行うとある。

今回の福島事故にあたり賠償措置額の1200億を超えており東京電力は原子力損害賠償法16条を根拠にして政府に支援を要請した。これを受けて平成23年8月3日新たな原子力損賠賠償支援法が成立した¹⁴⁾。

これはできるだけ被害者の救済がなされるためのものである。

1 原子力損害賠償支援機構法の目的

原子力損害賠償支援機構法が制定された目的は、原子力損害の賠償に関する法律が定めている賠償措置額を上回る賠償額を要する原子力損害が発生した場合に、賠償の責めに任ずる原子力事業者が損害を賠償するた

めに必要な資金の交付その他の事業を行い、原子力損害賠償支援機構を設立するためである。

その目的は、原子力損害の迅速かつ適切な賠償及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資するということである。

(原子力損害賠償支援機構法1条)

2 負担金の収納

機構は原子力事業者から事業年度ごとに負担金を収納する金額は一律ではなく原子力事業者ごとに異なってくる。(原子力損害賠償支援機構法38条1項)

原子力損害賠償法によって一義的に損害賠償責任を負うとされているのは原子力事業者であり、今回成立した支援法も、その財源を基本的には原子力事業者からの負担金としている点で、賠償措置額を超えた原子力事業者を援助するのは、相互扶助の考えにより、東電以外の原子力事業者にも負担金を求めているという仕組みになっている。

3 機構による通常の資金援助

原子力事業者が損害賠償を行ううえで機構の援助を必要とするときは、運営委員会の議決を経て、資金援助をすることが出来る。

申し込める内容は資金の援助、発行株式の引き受け依頼、資金の貸付、借り入れにかかる債務の保証も含まれている。(原子力損害賠償支援機構法41条)

4 機構による特別資金援助

政府の特別な支援が必要な場合には、機構が原子力事業者とともに「特別事業計画」、損害賠償額の見通し、資金援助の内容及び金額、経営合理化の方策等を記載、作成して主務大臣の認定を受ける。主務大臣の認定後、政府は機構に国債を交付し機構からは原子力事業者に対して必要な資金を援助する。(原子力損害賠償支援機構法48条～51条)

5 機構による国庫納付

機構から援助を受けた原子力事業者は、機構に特別負担金を支払い、機構は負担金等をもって国庫納付を行う。

特別支援を受けた原子力事業者は一般負担金のほかに特別負担金を機構に納付して、機構はその利益を国庫の償還を受けた額の合計に達すまで国庫に納付することになっている、国から調達された資金は最終的には国へ戻る仕組みになっている。(原子力損害賠償支援機構法52条)

4-3-3 原子力損害賠償支援機構法附則

なお、原子力損害賠償支援機構法には附則として検討事項が記されており、できるだけ早期に事故の原因等の検証、賠償の実施状況、経済金融情勢等を踏まえて、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方や、事故収束に係る国の関与及び責任の在り方等について検討を加えるなどして、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとされている。参議院と衆議院の附帯決議をみてる。

原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議

参議院 東日本大震災復興特別委員会 平成二十三年八月二日

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 原子力政策における国の関与及び責任の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束等に向けた措置を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。
- 本法はあくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。

したがって、東京電力株式会社の経営者の責任及び株主その他の利害関係者の負担の在り方を含め、国民負担を最小化する観点から、東京電力株

式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などの状況を見つつ、早期に検討すること。

- 本委員会は、本法附則第六条第一項に規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途とする、同条二項に規定する「早期に」は、二年を目途とする
と認識し、政府はその見直しを行うこと。

原子力損害賠償支援機構法案に対する附帯決議

衆議院 東日本大震災復興特別委員会 平成二十三年七月

- 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金への転嫁の回避など、国民負担の最小化を図ること。
- 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期すため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。

本委員会は、法附則第六条第一項ら規定する「できるだけ早期に」は、一年を目途とすると認識する。右決議する。

「今回の事故に当たって政府は、【2011年8月】に原子力損害賠償支援機構法を制定し、東京電力を破綻させずに損害賠償を進めるための仕組みを急がざるを得なかった。

あくまで暫定的な制度であるため、機構法の附則に【できるだけ早期に原子力損害賠償法の改正など必要な措置を講じる】と明記し、付帯決議で、制定から1年をめどに原賠法を見直すとした。電力会社に責任を負わせるだけでは、十分な被害者救済ができない以上、原子力損害賠償法を改正により、国が救済に最終的な責任を持つことを明確にする必要がある」¹⁹⁾。

これから、原子力損害賠償について国家は事業者のあくまで支援にとどま

のか、それとも、国家補償的なものにするのか、これから十分な研究と討論が必要である。

4-4 原子力損害賠償支援機構法の問題点

政府が原子力損害賠償に積極的に取り組んでいないことが最大の問題である。

日本国としてのエネルギー政策、電力政策について明確に定まっていないことがその要因である。

「今回の事故による損害賠償は従来の原子力損害賠償法の枠組では対処しきれない新たな法律などによる緊急対策が図られた。

そのため平成23年8月に原子力損害賠償支援機構法の附則に出来るだけ早く、1年以内を目途に、国の責任の在り方など様々な検討を加えそれらの結果により、原子力損害賠償法の改正等の見直しをはじめとする必要な措置を講ずるものとするが規定されている。

しかし、エネルギー政策、における原子力の位置が定まらない現状のもとでは、原子力事故に関する国の責任論を議論できる環境にはなく原子力損害賠償制度の見直しに向けた機運はいまだ高まっていない¹⁶⁾。

政権交代により、1年を目途に原子力損害賠償の改正をするという目標が達成されず、福島原子力事故から2年6ヶ月になるが、原子力損害賠償の改正の機運が、なくなりつつある様子である。

事故発生から年月が経過するごとに国民の原子力に対する考えが変化して事故発生の前に戻りつつあるようである。

「2011年 平成23年8月10日成立に原子力損害賠償支援機構法が成立。

公的資金を注入し、賠償金に充てている。この支援、機構はあくまで、東電の支払いを支援するスキームで、恒久的な枠組みではない¹⁷⁾。

衆議院、参議院の附帯決議の如く一時的対策ではなく、根本的な対策を練り、原子力損害賠償法の立法趣旨の、被害者の保護をはかるため、早急な改正作業を進めていくことを期待する。

現実には、「電力会社の賠償責任に上限を設けることの是非、免責規定の明確化など法改正に当たっての課題は山積しているが、政府は尻込みしたまままだ。

被害者救済のための財政支出が膨大になる可能性がある。」¹⁸⁾

しかし、政府は尻込みせず、被害者の人権保障の為、検討研究を始めていくことを期待する。

4-5 無限責任 私見

私的自治の支配する領域で、現実的な支払いの可能な範囲内で現実的な解決をはかるべきである。原子力事業者の無限責任とすることは一企業が原子力損害賠償の責任を限りなく負担することは、そもそも無理なことであり、私法の自治を越えているので、私的自治の領域を逸脱するものであると考え、無限責任から、有限責任と変更する必要があると思う。

形式面は無無限責任として、被害者の保護が厚いようであるが、実際は事故発生の際に会社が破産状態になり、実質面から考えたときは保護が薄いようでは、絵に描いた餅のようになる。

被害者の保護の観点から対策を練るべきである。

5. 原子力損害賠償の時効の延長

原子力損害賠償法には、時効の定めが規定していない。そこで不法行為の一般原則、民法724条の不法行為の時効規定が適用されて、3年で消滅時効にかかり、被害者の損害賠償権は3年で消滅してしまう。

あと、6ヶ月で損害賠償が時効で消滅してしまうことになり、被害者は東京電力に損害賠償を請求できなく消滅してしまう、被害者の保護に著しく欠けることが発生してしまう。

日本弁護士連合会は請求権があるのにしていない人は100万人近くに上ると発表している。

「原発事故は通常の不法行為とは違う経験のない災害である。

何の落ち度のなく、困難な生活に追い込まれた人に規定をあてはめ、請求権を失わせてはいけない。出来る限り損害賠償の請求できるように年内に時効の適用を外し、延長させる新たな法律を作るしかない。」¹⁹⁾

「東京電力が時効を理由に福島第一原発事故の損害賠償に応じないことを防ぐため、自民党は時効を延長する法案を作り今秋の臨時国会に提出方向で調整に入った。」²⁰⁾

時効延長の法律を作らないと、東京電力が民法724条 3年の時効で消滅してしまい被害者が請求できなくなってしまう、国家としての立法に著しい欠陥が発生してしまう。

3年の消滅まであと半年しかない、早急に立法することを期待する。

6. 総 括

以上論じてきたことを総合的に整理すると将来の原子力損害賠償の制度として次のように提案する

- 一層 原子力事業者は株式会社であり法的にはあくまで私的な立場にあり、原則的には私的自治の適用される分野である。基本的には電力会社が賠償を支払うことは当然である。
- 二層 アメリカのアンダーソン法、ドイツの双方の原子力損害賠償法の如く一層 二層の二段階に分けて、事故以外の原子力事業者も相互扶助の視点から支払いを認めること。
- 三層 原子力事業者の責任を無限から有限責任と改正した場合、有限を越えた範囲について国の責任を、支援、援助を義務的にすることにより被害者の賠償を厚くすることが大切である。
更にもう一歩進み、将来の方向性として 現在の支援、援助から、支援援助を義務的にする、最終的には国家補償へと法的構築をすべきと考える。

免責事由についても、免責にあたる場合、任意的な支援援助から義務的援助支援へ、最終的には国家補償へと進むべきではないかと思う。

四層 国際条約に加盟の検討。

三個の国際条約の中で原子力損害賠償の補完補償条約（CSC）の加盟を急ぎ、加盟国間の賠償の相互援助をはかるのが妥当と思う。

今後、制度が見直される際は、近隣国との間の原子力損害賠償も視野に入れた国際的な枠組みについて、例えば、原子力損害賠償の補完補償条約（CSC）をはじめとする原子力損害賠償に関する国際条約への加盟なども合わせて参考にするべきである。

以上

文 献

- 1) 2012.04.14 東京新聞朝刊
- 2) 2012.08.22 中日新聞朝刊
- 3) 2013年6月16日 朝日新聞 社説
2012年度版エネルギー白書について中国新聞 2013/6/14
- 4) 時事通信 2011年4月28日
- 5) 2011年4月30日 朝日新聞
- 6) 2012年10月11日 毎日新聞
- 7) 第3回原子力損害賠償制度専門部会議事要旨。
- 8) 朝日新聞 2011年7月21日
- 9) シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度7一般社団法人日本原子力産業協会」
- 10) シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度7一般社団法人日本原子力産業協会」
- 11) 朝日新聞 2010年3月23日
- 12) みずほ総合研究所米国のエネルギー、ミックス～脱原発を選ばない電源選択の背景
- 13) 朝日新聞 2011年7月21日
- 14) 原子力年鑑 平成25年 原子力委員会編集委員会
- 15) 毎日新聞 2012年10月11日
- 16) 原子力年間 P98 から 99
- 17) 原子力年間 P98 から 99
- 18) 2012.04.14 東京新聞朝刊
- 19) 東京新聞 2013年9月5日
- 20) 朝日新聞 2013年9月21日朝刊